

岩手県監査委員告示第27号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月10日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 医療局

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年6月8日、同月14日及び同月15日

イ 本監査実施日 平成24年7月27日

（3） 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産管理の事務処理に当たり、不動産管理簿が整備されていなかったことから、適正な事務の執行に努められたい。 なお、このことについては、前年度の監査の結果、留意改善を要する事項として指摘したものであったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、早急な改善に努められたい。	不動産管理簿については、不動産管理簿を作成する財務会計システムに前年度指摘され、修正した箇所とは別な箇所にデータ欠落の不具合があったことから、改めてシステムの改修を行った。 今後、不動産管理簿の整理については、医療局本庁と各病院の双方で確認し、点検・整理を行うとともに、不動産管理規程の改正及び不動産台帳の運用通知を发出し、管理の徹底について職員に周知することとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立大船渡病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年6月6日及び同月7日

イ 本監査実施日 平成24年7月17日

（3） 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
その他医業外収益の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、252,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	その他医業外収益の調定の遅れについては、薬品の治験に係るものであったため、医師、薬剤科とのより一層の緊密な連絡、情報の共有化を図り相互チェックを行うとともに、事務局内会議等により、適切な処理を行うよう改めて注意喚起を行った。

3（1） 監査対象機関名 岩手県立釜石病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年5月29日及び同月30日

イ 本監査実施日 平成24年7月18日

（3） 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>その他医業外収益の調定に当たり、調定を行っていないものが2件、49,846円、所属年度を誤っているものが1件、398,580円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>その他医業外収益の調定については、調定を行っていなかった2件、49,846円について、平成24年5月31日に調定を行った。</p> <p>また、調定年度の誤りについては適切に処理するよう注意喚起を行い再発防止に努めることとした。</p>
<p>その他医業外収益の収納に当たり、納入の通知が遅れているものが6件、114,242円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>その他医業外収益の徴収の遅れについては、今後は、納入通知書が発行されているかを複数の職員でチェックすることにより再発防止に努めることとした。</p>

4(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年5月29日及び同月30日

イ 本監査実施日 平成24年7月11日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>不動産使用料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定を行っているものが1件、908,133円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>不動産使用料の調定の遅れについては、不動産の使用を許可すると同時に使用料の調定を行うこととして適正な事務の執行に努めることとした。</p>

5(1) 監査対象機関名 岩手県立遠野病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年5月29日及び同月30日

イ 本監査実施日 平成24年7月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>医師手当及び特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが6件、60,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>医師手当及び特殊勤務手当の支給については、平成24年7月12日に返納処理を行った。</p> <p>今後は、担当者を含めた課内職員による規則、規程の再確認を行うとともに、チェック体制の強化を図るなど再発防止に努めることとした。</p>
<p>医業収益等の徴収に当たり、収入徴収担当者名を誤って納入通知書を発行しているものが65件、4,361,335円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>医業収益等の徴収については、平成24年6月分より適正な収入徴収担当者名で納入通知書を発行した。</p> <p>今後は、担当者を含めた課内職員による規則、規程の再確認を行うとともに、チェック体制の強化を図るなど再発防止に努めることとした。</p>

6(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年6月5日及び同月6日

イ 本監査実施日 平成24年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
臨床検査情報システムのメンテナンスに係る経費の支出に当たり、支出科目を誤っているものが2件、756,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	臨床検査情報システムのメンテナンスに係る経費の支出については、適切な支出科目で支出するよう適正な事務の執行に努めることとした。

7(1) 監査対象機関名 岩手県立千厩病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年5月29日

イ 本監査実施日 平成24年7月17日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
その他医業外収益の調定に当たり、著しく遅れて調定しているものが1件、30,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	その他医業外収益の調定の遅れについては、未収金整理簿を作成して、調定額と入金額の突合を毎月行うことにより再発防止に努めることとした。

8(1) 監査対象機関名 岩手県立中部病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年6月7日及び同月8日

イ 本監査実施日 平成24年7月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当及び超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、126,000円、少なく支給しているものが1件、10,545円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	通勤手当及び超過勤務手当の支給については、平成24年7月23日に超過勤務手当の追給処理を、平成24年11月16日に通勤手当の返納処理を行った。 今後は、給与事務担当者を医療局本庁で行う研修会に派遣し、知識の習得を図るなど、適切な事務の執行に努めることとした。

9(1) 監査対象機関名 岩手県立二戸病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年6月5日及び同月6日

イ 本監査実施日 平成24年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
不動産使用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定を行っているものが10件、1,459,940円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	不動産使用料の徴収の遅れについては、係内でのチェック表による相互確認の強化等により再発防止に努めることとした。